

No.	様式	条文	宛先	提出者
参考様式第 1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について（通知）	法第22条の 2 第 3 項関係	事業者	市町村長
参考様式第 2	地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について（通知）		事業者	市町村長
参考様式第 3	地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）	法第22条の 2 第 4 項関係 （河川法以外）	環境大臣 都道府県知事	市町村長
参考様式第 4	地域脱炭素化促進事業計画の認定について（協議）	法第22条の 2 第 4 項関係 （河川法関連）	河川管理者	市町村長
参考様式第 5	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 2 第 4 項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について（通知）	法第22条の 2 第17項関係	環境大臣 都道府県知事 河川管理者	市町村長
参考様式第 6	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 2 第 4 項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について（通知）		環境大臣 都道府県知事 河川管理者	市町村長
参考様式第 7	地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について（届出）	法第22条の 3 第 2 項関係	市町村長	認定地域脱炭素化促進事業者
参考様式第 8	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）	法第22条の 3 第 3 項関係	事業者	市町村長
参考様式第 9	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 3 第 4 項に規定する同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて（通知）	法第22条の 3 第 4 項関係	環境大臣 都道府県知事 河川管理者	市町村長
参考様式第10	（添付書類）地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制	認定省令第 3 条 第 2 項関係	市町村長	事業者
参考様式第11	（添付書類）地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況報告書	認定省令第 3 条 第 2 項関係	市町村長	事業者
参考様式第12	（添付書類）誓約書	認定省令第 3 条 第 2 項関係	市町村長	事業者

参考様式第1(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項関係)

第●●●●号
令和●年 ●月 ●日

●●風力発電株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 殿

●●市長 ●● ●●

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について(通知)

令和●年●月●日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づき、認定します。

また、本認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に従い行う、地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為に関し、許可権者の同意を得たものは、当該許可等があったものとみなされます。

記

1 認定の内容

別添地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の写しのとおり

2 個別法の特例措置

特例措置の種類		特例措置の活用
温泉法	第3条第1項	有 別紙●参照
森林法		
農地法		
自然公園法		
河川法		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		

3 認定の条件

- (1) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について、●●市に対し、時期を定めて報告すること。
- (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、遅滞なく、●●市地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、●●市の認定を受ける必要があります。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令(令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)で定める軽微な変更の場合は、遅滞なく、その旨を●●市に届け出てください。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の11に基づく環境影響評価法(平成9年法律第81号)の特例の適用を受けた場合は、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づく評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)受領後、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更申請を行ってください。
- (4) 地熱発電事業に関し、掘削調査段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた場合は、施設の規模等の決定後に、改めて施設整備等に関する認定を受ける必要があります。
- (5) 以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、本認定を取り消すものとします。
 - ① 地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
 - ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき
 - ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
 - ④ その他地域脱炭素化促進事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

作成上の注意事項

- ・ 特例措置の種類欄は、活用した特例措置に係る「法律名と該当条項」を記入ください。
- ・ 特例措置の活用欄は、活用した場合は「有」とし添付書類である同意書の写しを特定し、参照してください。
- ・ 別添として、本通知に係る地域脱炭素化促進事業計画の写し及び許可権者の同意書の写しを添付してください。
- ・ 認定に際して条件を付すことも可能です。ただし、法に基づき計画策定市町村が認定を取り消すことができるのは、法第22条の3第3項各号のいずれかに該当すると認めるときであることに留意ください。

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●風力発電株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 殿

●●市長 ●● ●●

地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について(通知)

令和●年●月●日付けで認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由により地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づく認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、●●市長に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、●●市を被告として(●●市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

作成上の注意事項

- ・ 別添として、本通知に係る地域脱炭素化促進事業計画の写しを添付してください。

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●県知事 ●● ●●殿

●●市長 ●● ●●

地域脱炭素化促進事業計画の認定について(協議)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、令和●年●月●日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は同施設と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が同条第4項第2号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者	●● ●●	東京都千代田区霞が関●●●
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の3及びその添付書類の写し

作成上の注意事項

- ・ 別添として申請に係る地域脱炭素化促進事業計画の申請書及びその添付書類の写しを添付してください。
- ・ 通知文に地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議が地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項各号に掲げられたいずれの号に係るものであるかを明記した上で、地域脱炭素化促進事業計画の申請書のうち、別記様式第2の1から別記様式第2の13までについては、同項の規定により協議することとされている者に係るものの写しを添付してください。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画の添付書類のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項第11号に掲げる書類は、同項第11号別表に該当する書類の写しを添付してください。

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●県知事 ●● ●●殿

●●市長 ●● ●●

地域脱炭素化促進事業計画の認定について(協議)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、令和●年●月●日付けで下記の者から別添写しのとおり認定の申請があった地域脱炭素化促進事業計画に関し、同地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備に係る行為が同条第4項第7号の行為に該当するため、同項の規定に基づき協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記いただきたい。

記

1 申請者

申請者	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
代表者	●● ●●	東京都千代田区霞が関●●●
共同申請者		

2 送付書類

- ・地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書及びその添付書類の写し
- ・別記様式第2の10及びその添付書類の写し

作成上の注意事項

- ・ 別添として申請に係る地域脱炭素化促進事業計画の申請書及びその添付書類の写しを添付してください。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画の申請書のうち別記様式に関しては、別記様式2の10の写しを添付してください。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画の添付書類のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項第11号に掲げる書類は、別記様式第2の10に係るものの写しを添付してください。

参考様式第5(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第17項関係)

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●県知事 ●● ●●殿

●●市長 ●● ●●

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定について(通知)

貴殿から令和●年●月●日付け●●●●第●●号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づく認定をしたため、その旨通知する。

作成上の注意事項

- ・ 別添として、「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定について(通知)」の写しを添付してください。

参考様第6(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第17項関係)

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●県知事 ●● ●●殿

●●市長 ●● ●●

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の不認定について(通知)

貴殿から令和●年●月●日付け●●●●第●●号で同意のあったこのことについて、別添写しのとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の規定に基づく認定をしなかったため、その旨通知する。

作成上の注意事項

- ・ 別添として、「地域脱炭素化促進事業計画に係る不認定について(通知)」を添付してください。

参考様式第7(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第2項関係)

地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更について(届出)

令和●年 ●月 ●日

●●市長 ●● ●●殿

届出者

住 所 東京都千代田区霞が関●●●
氏 名 ●●風力発電株式会社
代表取締役社長 ●● ●●

令和●年●月●日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したので、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更事項の内容

変更項目	変更前	変更後
再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う期間	令和●年●月●日～ 令和●年●月●日	令和●年●月●日～ 令和●年●月●日
再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間	令和●年●月●日～ 令和●年●月●日	令和●年●月●日～ 令和●年●月●日

2 変更理由

●●●のため

3 変更日

令和●年●月●日

4 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

添付書類●、●～●

作成上の注意事項

- ・ 「届出者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載してください。
- ・ 届出者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載してください。
- ・ 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●風力発電株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 殿

●●市長 ●● ●●

地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて(通知)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第3項の規定に基づき、令和●年●月●日付け●●●●第●●号により認定した地域脱炭素化促進事業計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

●●●●●●●●●●のため。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、●●市長に対して審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社团若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、●●市を被告として(●●市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

作成上の注意事項

- ・ 別添として、本通知に係る地域脱炭素化促進事業計画の写しを添付してください。

参考様式第9(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第4項関係)

第●●号
令和●年 ●月 ●日

●●県知事 ●● ●●殿

●●市長 ●● ●●

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項に規定する
同意後の地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて(通知)

令和●年●月●日付け●●●●第●●号により貴殿から同意を得て地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第3項の規定に基づき令和●年●月●日付け●●●●第●●号により認定をした地域脱炭素化促進事業計画については、別添写しのとおり、その認定を取り消したので通知する。

作成上の注意事項

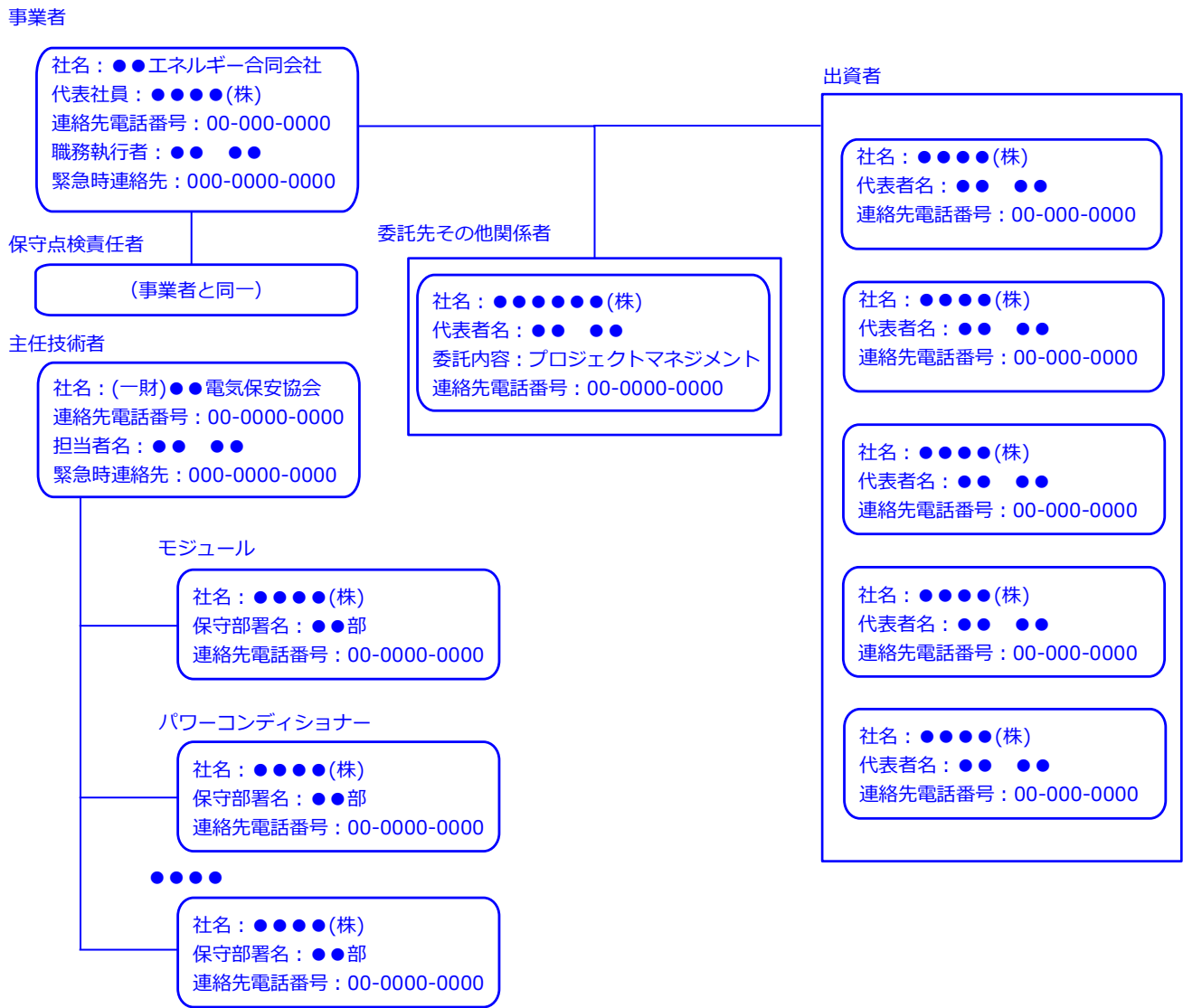
- ・ 別添として「地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しについて(通知)」の写しを添付してください。

参考様式第10（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項関係）

(添付書類)

地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制

【例】



- 上記体制表のとおり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。
- 当該施設に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。
- 保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。

作成上の注意事項

- ・ 実施体制図は、保守点検会社等の事業実施関連会社の名称及び連絡先を明記します。
- ・ 申請者が合同会社、特定目的会社等を含む特別目的会社（SPC）の場合は、出資者を記載するなどして、実質的な業務の執行者を明確にしてください。
- ・ 海外製主要設備／機器の場合、保守点検及び維持管理体制が国内で整っていることが確認できる記載とします。
- ・ 電気事業法で主任技術者の選任が規定されている発電設備は、保守点検体制に主任技術者を記入します。なお、申請時点で、電気主任技術者が未定の場合には、想定している電気主任技術者の氏名、若しくは外部委託先の名称等を記載してください。
- ・ 委託先その他関係者がいる場合、認定申請やその他マネジメント事務等を担当させている主体を含めて広く委託先等を記載してください。
このとき「委託」「請負」などの形式は問いませんので、関係する者を全て記載してください。

参考様式第11（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項関係）

（添付書類）

地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況報告書

令和●年 ●月 ●日

●●市長 ●● ●●殿

申請者
住 所 東京都千代田区霞が関●●●
氏 名 ●●風力発電株式会社
代表取締役社長 ●● ●●

地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に係る手続の実施状況を下記のとおり提出します。

1. 地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の対象となる法令

	項 目	該当の有無
1	温泉法第3条第1項に基づく土地の掘削の許可	☐ 有 ☒ 無
2	温泉法第11条第1項に基づくゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可	☐ 有 ☒ 無
3	森林法第10条の2第1項に基づく地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可	☒ 有 ☐ 無
4	森林法第34条第1項に基づく保安林における立木の伐採の許可	☐ 有 ☒ 無
5	森林法第34条第2項に基づく保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可	☐ 有 ☒ 無
6	農地法第4条第1項に基づく農地の転用の許可	☐ 有 ☒ 無
7	農地法第5条第1項に基づく農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	☐ 有 ☒ 無
8	自然公園法第20条第3項に基づく国立公園又は国定公園の特別地域内における工作物新築等の許可	☐ 有 ☒ 無
9	自然公園法第33条第1項に基づく国立公園又は国定公園の普通地域内における工作物新築等の届出	☐ 有 ☒ 無
10	河川法第23条の2に基づく流水の占用の登録	☐ 有 ☒ 無
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定	☐ 有 ☒ 無
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設認定	☐ 有 ☒ 無

	項 目	該当の有無
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項に基づく指定区域内における土地形質変更届出	☐ 有 ☒ 無

※ 森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可については、別途、県知事へ申請中。（令和●年●月●日付申請）

2. 環境影響評価に関する法令

	項 目	該当の有無(注1)	現況(注2) (該当有の場合のみ)	確認・手続先
14	環境影響評価法・条例に基づく環境影響評価手続 (環境影響評価手続における事業名称:(仮称)●●ウインドファーム事業)	☐ 有(法) ☒ 有(条例) ☐ 無 ☐ 確認中	☒ 手続済 ☐ 手続中 (手続段階) ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000

3. その他の関係法令(注3)

	項 目	該当の有無(注1)	現況(注2) (該当有の場合のみ)	確認・手続先
15	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	☐ 有 ☒ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
16	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	☐ 有 ☒ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
17	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☒ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
18	都市計画法に基づく開発許可	☐ 有 ☒ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
19	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	☐ 有 ☒ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
20	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☒ 手続予定 (R●年●月届出予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
21	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☒ 手続予定 (R●年●月届出予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000

	項 目	該当の有無(注1)	現況(注2) (該当有の場合のみ)	確認・手続先
22	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☒ 手続予定 (R●年●月届出予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
23	その他の法律・条例に係る手続(注4) (法律等:●●県自然環境保全条例に基づく行為の届出)	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☒ 手続予定 (R●年●月届出予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●県●●部●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
24	●●市土砂等の埋立てに関する条例に基づく許可	☒ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☒ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和●年●月●日 部署:●●市●●課 担当者名:●●●●● 連絡先(TEL):000-000-0000
備考				

- (注1) 関係法令への該当の有無について行政機関へ確認中の場合は、「確認中」を選ぶこと。
- (注2) 関係法令に基づく一連の手続が終了している場合は「手続済」、実施中の場合は「手続中」とすること。事前協議中又は協議前である場合は「手続予定」とし、手続予定時期を記載すること。
- (注3) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等を行い、事業実施に必要な許認可を網羅的に記載すること。
- (注4) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「23 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。複数ある場合は、行を追加して記載すること。

作成上の注意事項

- ・ 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載してください。
- ・ 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載してください。
- ・ 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令について、行政機関に事業計画を説明し、全ての関係法令について該当有無を協議した上で、その結果を記載してください。また、確認した部署等を「確認・手続先」に記載してください。
- ・ 関係法令への該当の有無について行政機関へ確認中の場合は、「確認中」を選んでください。
- ・ 現況は、関係法令に基づく一連の手続が終了している場合は「手続済」、実施中の場合は「手続中」としてください。事前協議中又は協議前である場合は「手続予定」とし、手続予定時期を記載してください。例えば、都道府県の環境影響評価に関する条例の対象事業であり、方法書に係る事前協議中の場合は、「手続予定（R●年●月頃方法書提出予定）」と記載してください。
- ・ 地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の対象となる法令のうち、地域脱炭素化促進施設の整備又は地域の脱炭素化のための取組に係る行為が該当するもので、事業者が個別に実施する場合は、それらの手続の実施状況等を欄外に記載してください。

【記載例】森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可については、別途、県知事へ申請中。（令和●年●月●日付申請）

- ・ 環境影響評価に関する法令については、環境影響評価手続における事業名称を記載してください。
- ・ 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等を行い、事業実施に必要な許認可を網羅的に記載してください。
- ・ 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「23 その他の法律・条例に係る手続」に記入してください。複数ある場合は、行を追加して記載してください。

参考様式第12（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項関係）

（添付書類）

誓約書

令和●年 ●月 ●日

●●市長 ●● ●●殿

申請者

住 所 東京都千代田区霞が関●●●
氏 名 ●●風力発電株式会社
代表取締役社長 ●● ●●

本申請に係る下記の事項を誓約いたします。

記

1. 関係法令の規定を遵守すること
2. 申請書類の記載内容に虚偽がないこと

以上

作成上の注意事項

- ・ 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載してください。
- ・ 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載してください。